

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2018. 8.10発行〈通巻第491号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://koshc.jp/>



2017年過労死等による労災補償状況を公表

脳・心臓疾患、精神障害ともに益々厳しく	2
安全のきいわあど その24 医師による面接指導	6
ニチアス元従業員らによる国賠集団提訴 被災者15名、原告29名に及ぶ	8
同じ立場の者どうしの支え合い ピア・サポート講座 大阪で開かれる	10
死ぬまで元気です vol.5 右田孝雄	13
韓国からのニュース	14

7月の新聞記事から／19

表紙／7月24日プラカードを掲げるパノリムと支援のメンバー
「連帯の力でここまで来ました」「ここまで一緒に
歩いて頂いたすべてのみなさまに心からありがとう」

2017 年過労死等による 労災補償状況を公表

脳・心臓疾患、精神障害ともに益々厳しく

厚生労働省は、2018 年 7 月 6 日「2017 年度過労死等の労災補償状況」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00039.html) を公表した。

脳・心臓疾患の労災請求件数は 15 件増の 840 件、決定件数は 16 件減少して 664 件、支給決定件数は 253 件で 7 件減だが、認定率としては 38.1% で 2016 年の 38.2% とほぼ同じだった。2014 年は決定件数 637 件支給 277 件で、認定率 43.5% であったのが、2015 年から 37.4% へと下がりそのまま 2016 年 38.2%、今回 38.1% と低いままである。死亡事案の認定率も 2016 年 42.3% から 2017 年 39.0% へと下がっているの、このまま低迷していくことが懸念される。

精神疾患の認定状況は、請求件数 1732 件と前年度からさらに 146 件の増加、決定件数も 1546 件で 190 件の増加だった。しかし、支給決定件数は、506 件に止まり、わずか 8 件の増加で、当然認定率は 4% 下がって、32.8% だった。認定率は、認

定基準改正直後の 2012 年の 39% をピークに下がり続け、今回 32.8% と認定基準改正前とほぼかわらない数字になった。認定基準がはやくも現状に合わなくなっている可能性がある。

また、審査請求・再審査請求、裁判などで不支給処分が取り消しとなり、労災補償が支給された件数は、非常に少なく、脳・心臓疾患で 6 件、精神障害で 7 件だった。精神障害に関しては、2016 年は 13 件、その前の 2015 年は 21 件であったのが、落ち込んでいる状況である。

長時間労働重視

脳・心臓疾患で業種別の件数表を見ると、「運輸業・郵便業」が決定件数 174 件・支給件数 99 件とともに一番多くて、認定率も 56.8% と高い。厚労省は運輸業界への対策を強めているが、まだ効果は上がっていないようだ。次に支給決定件数が多いのは「卸売業・小売業」で 35 件、決定件

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

年 度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
区 分						
脳・心臓疾患	請求件数	784 (81)	763 (92)	795 (83)	825 (91)	840 (120)
	決定件数	683 (67)	637 (67)	671 (68)	680 (71)	664 (95)
	うち支給決定件数 注3	306 (8)	277 (15)	251 (11)	260 (12)	253 (17)
	〔認定率〕注4	[44.8%] (11.9%)	[43.5%] (22.4%)	[37.4%] (16.2%)	[38.2%] (16.9%)	[38.1%] (17.9%)
う ち 死 亡	請求件数	283 (17)	242 (17)	283 (18)	261 (14)	241 (18)
	決定件数	290 (20)	245 (14)	246 (14)	253 (16)	236 (20)
	うち支給決定件数	133 (2)	121 (3)	96 (1)	107 (3)	92 (2)
	〔認定率〕	[45.9%] (10.0%)	[49.4%] (21.4%)	[39.0%] (7.1%)	[42.3%] (18.8%)	[39.0%] (10.0%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注5

年 度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
区 分						
脳・心臓疾患	支給決定件数 注6	12 (1)	7 (0)	6 (0)	16 (1)	6 (0)
	うち死亡	8 (0)	3 (0)	5 (0)	8 (0)	4 (0)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったことに伴い新たに支給決定した事案である。
 6 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
 7 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

数は90件、認定率38%。認定率が運輸業と20%近く差があるが、これだけ多く認定されており、こちらも対策を強化する必要があるだろう。3番目は「宿泊業・飲食サービス業」の28件で、決定件数49件、認定率57.1%、4番目が「製造業」で24件、決定件数81件、認定率29.6%。5番目が「建設業」17件、決定件数67件で認定率が25%、「製造業」と「建設業」は認定率が低く、認定理由のほとんどが「長時間の過重労働」であるので、労働時間の把握がきちんととされていない事案が多かったのではないかと推測される。

ところで給与が安くて労働がきつい劣悪

な労働条件の職場が多いと言われる「医療・福祉」は38件の決定件数がありながら、支給決定されたのはわずか2件だった。

時間外労働時間別を見ると、月80時間以上で支給決定した件数は236件で約95%、80時間未満で認定されたのは13件だけで、うち11件が60時間以上80時間未満だった。この数字を見ると、ほぼすべて「長時間の過重労働」での認定と推測される。長時間労働は単純に労働時間数の基準を超えていれば認定することができるので、各労働基準監督署は「脳・心臓疾患」の労災請求に対して労働時間数でしか判断できなくなっている可能性がある。だ

表2-1 精神障害の労災補償状況

年 度 区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神障害	請求件数	1409 (532)	1456 (551)	1515 (574)	1586 (627)	1732 (689)
	決定件数 ^{注2}	1193 (465)	1307 (462)	1306 (492)	1355 (497)	1545 (605)
	うち支給決定件数 ^{注3}	436 (147)	497 (150)	472 (146)	498 (168)	506 (160)
	[認定率] ^{注4}	[36.5%] (31.6%)	[38.0%] (32.5%)	[36.1%] (29.7%)	[36.8%] (33.8%)	[32.8%] (26.4%)
う ち 自 殺 ^{注5}	請求件数	177 (13)	213 (19)	199 (15)	198 (18)	221 (14)
	決定件数	157 (12)	210 (21)	205 (16)	176 (14)	208 (14)
	うち支給決定件数	63 (2)	99 (2)	93 (5)	84 (2)	98 (4)
	[認定率]	[40.1%] (16.7%)	[47.1%] (9.5%)	[45.4%] (31.3%)	[47.7%] (14.3%)	[47.1%] (28.6%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況^{注6}

年 度 区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神障害	支給決定件数 ^{注7}	12 (2)	21 (6)	21 (4)	13 (2)	7 (0)
	うち自殺	5 (0)	10 (1)	13 (0)	7 (1)	4 (0)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 自殺は、未遂を含む件数である。
 6 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったことに伴い新たに支給決定した事案である。
 7 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
 8 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

とすれば、非常に問題である。

認定率が低迷

精神障害の労災認定状況について見てみよう。

業種別の支給決定件数でみると、一番多いのは「製造業」の87件で決定件数も286件で一番多く認定率は30.4%、次に「医療・福祉」で82件、決定件数266件、認定率30.8%。3番目は「卸売業・小売業」で65件、決定件数196件、認定率33.1%、4番目は「運輸業・郵便業」で62件、決定件数146件、認定率42.4%、5番目は「建設業」で51件、決定件数

116件、認定率43.9%だった。支給決定件数の順番と決定件数の順番は同じだった。2016年の支給決定件数の順位とほぼ同じで、4番目の「運輸業」と5番目の「建設業」が入れ代わっただけだ。

職種別では、「専門的・技術的職業従事者」がダントツに多く支給件数で130件、決定件数で360件でどちらも一番多い。2番目が「サービス職業従事者」の70件、決定件数194件、3番目は「事務従事者」66件、決定件数300件。これは3番目に多いとはいえ、決定件数300件であるので、認定率が22%ととても低い。1位の「技術的職業従事者」は36%、「サービス職業」も36%である。やはりパワハラが労災認

定されにくい状況が反映されているのではないだろうか。

連続3か月でおおむね月100時間以上時間外残業があれば、心理的負荷が「強」となるので、時間外労働時間数別で100時間以上の時間外労働があった件数は、506件中151件。その他（負荷が極度で、労働時間を調べるまでもなく業務上とされたもの）の144件に特別な出来事の中の「極度の長時間労働」が含まれているので、実際はそれ以上の数である。

脳・心臓疾患の労災認定が「長時間労働」に偏ってしまっていることを考えると、精神障害の判断も証拠を示しやすい長時間労働でしか労災認定されない状況に陥ることが懸念される。

出来事別支給決定件数では、1番多かったのは、「ひどい嫌がらせ・いじめ、暴行を受けた」で88件、決定件数186件、認定率も47.3%と5割近い。2番目は「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」で64件、決定件数は185件、認定率34.5%。3番目は「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」で63件、決定件数99件、認定率63.6%で認定率が非常に高い。しかし4番目の「2週間以上にわたって連続勤務を行った」は48件、決定件数71件、認定率67.6%、5番目「1か月に80時間以上の長時間労働を行った」は41件、決定件数61件、認定率67.2%と労働時間に関係する出来事ではより認定率が高くなっている。6番目は「セクシャルハラスメントを受けた」で35件、決定件数64件、認定率も高く54.6%。とこ

ろで、決定件数の1番多かった出来事は、「上司とのトラブル」で320件であるが、支給決定件数はわずか22件で、認定率は6.8%である。2015年の決定件数は265件で55件も増加したが、認定率は9.1%から更に減少した。また「退職を強要された」も負荷強度「強」であるにもかかわらず、やはり認定率が低く、決定件数34件、支給5件、認定率14.7%だった。

都道府県別では、大阪は決定件数145件と東京（314件）に次いで多く、支給決定件数も34件で2番目（東京108件）であるが、認定率でいうと2016年の26.5%から2017年度は更に低くなり23.4%だった。出来事別で見ると、支給件数が一番多かったのは、「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」で10件、34件の内のほぼ3分の1に該当する。2番目は、「2週間以上の連続勤務」で8件、この2つの出来事で、全体の52%をしめた。3番目は「ひどい嫌がらせ・いじめ・暴行」で5件だった。大阪の支給決定事案は、非常に過重労働に偏っているのではないだろうか。大阪労働局は大阪分の集計をホームページで公表している（<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/content/contents/201807301803.pdf>）ので、詳しくはそれを見てほしい。

過労死防止法や「働き方改革」関連法案で過重労働防止対策が重視されながら、労働者の救済制度である労災補償は、益々狭き門となってきたように感じられる。防止対策のために行われた過去の労災事例

（7Pにつづく）

安全の まいわあとど

その 24：医師による面接指導

労働者の申し出が前提

「過労死ライン」などという言葉がマスコミ報道でも普通に使われるようになった。1 か月間の時間外労働時間が 100 時間を超える、または発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって 1 か月当たり 80 時間を超えると業務と発症との関連性が強いと判断する。2001 年 12 月に公表された今の脳・心臓疾患の労災認定基準の大きな改正部分だ。

とにかく労働時間が長いという過重負荷は、それまで裁判例を除きほとんど認められていなかったのが、この改正以降、数字による要件を満たすと業務上と判断されるようになった。

しかし、1 日 8 時間、週に 40 時間以上労働させてはいけないというのが法律による規制のはずだった。ところが現実には例外規定が定められているうえ、そもそも規制もなんのその青天井で働かせ放題というのが現状だ。結果としての労災補償給付が拡大されただけの状況に対し、長時間労働への新たな施策として、2006 年に改正労働安全衛生法が施行されている。

「長時間労働者への医師の面接指導」だ。

法律の規定では、「休憩時間を除き一週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 か月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者」（労働安全衛生規則第 52 条の 2 第 1 項）に対し、「労働者の申し出により」（同第 52 条の 3 第 1 項）「医師による面接指導」を行うことが事業主の義務とされている。

月を 4 週と考えれば月 100 時間は週 25 時間、週 5 日勤務なら 1 日平均 5 時間の時間外労働。

十分非常識な働き過ぎ状態だから、もし脳卒中などを発症すれば労災になるわけだが、「禁止」とせずに「面接指導」という策に止まったのが 2006 年改正だった。

しかもあくまでも「労働者の申し出」によるのが面接指導の手続きなので、「労働者は、前項の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならない。」（労働安全衛生法第 66 条の 8 第 2 項）と労働者も義務であると読み取れる法律の条文なのだが、結局は本人次第ということになる。

さらに、メンタルヘルス対策の強化で、ストレスチェック制度を創設、施行されたのが 2015 年 12 月。ストレスチェックの結果、「心理的な負担の程度が高い者であって、…面接指導を受ける必要があると当該検査を行った医師が認めたもの」（労働安全衛生規則第 52 条の 15）であって、「面接指導を受けることを希望する旨を申し出たとき」（労働安全衛生法第 66 条の 10 第 3 項）に事業者に実施が義務付けられている。

(5 P のつづき)

のデータベース化・分析も、労災認定のためにはまったく活用されておらず、行政はマスコミに取り上げられ、事件となった場合にしか被災者救済を重視していないようにさえ見える。

厚生労働省は労働基準監督署の担当者によく見られる「中立であるべき」との考えから、労災保険という労災被災労働者の救済制度を十分に活用できていないことを改

めるべきである。労災請求する労働者は、療養や就労不能などの理由から救済を必要としているのであり、すべて救済すべき人として審査する中で、どうやっても基準に該当しない場合のみ業務外とするという心構えで行うべきである。現状は、民間の損保の担当者のごとく、保険給付を極力払わないために厳しく審査しているのである。

(「安全のきいわあど」のつづき)

こちらのほうは検査を行った医師等が高ストレス者が誰かという情報を持っていて、面接指導を勧奨することとなるが、労働者本人が申し出るまで事業者側には情報は渡らないこととなっている。

あと、長時間労働者の場合、当該労働者が事業者の指定した医師の面接指導を受けたくない場合には他の医師に同じ内容の面接指導を受け、その結果を証明する書面を提出することもできる（労働安全衛生法第

66条の8第2項）。

いずれにしろ現行の面接指導は、あくまでも労働者の申し出を前提としたもので、ある意味効果は限定的とならざるを得ない。働き方改革法案が6月末に可決成立し、時間外労働時間の上限が100時間と定められたことから、ここ数か月の間にまた労働安全衛生規則等の改正が行われることになる。産業医制度の改正も含めて、その中身については、次号の別稿で紹介する。

原発被ばく労災

広がる健康被害と労災補償

被ばく労働を考えるネットワーク 編

原発被ばくによる労災補償をめぐる闘いの記録。

■出版社：三一書房
<https://31shobo.com/2018/04/18009/>
 ■体裁：四六判、ソフトカバー、223 頁
 ■定価：本体 1700 円＋税
 ISBN978-4-380-18009-5 C0036



ニチアス元従業員らによる 国賠集団提訴 被災者 15 名、原告 29 名に及ぶ

ニチアス元従業員である勝村正信さんに対する国家賠償訴訟における和解が成立したこともあり、ニチアスをはじめとする奈良県内のアスベスト工場などで就労し、健康被害を被った被災者に対する国家賠償訴訟が提起されている。その内訳はほとんどがニチアス株式会社王寺工場であるが、ニチアス王寺工場の下請け 1 件、また奈良県下のアスベスト製品製造工場の元従業員に関する提訴も 1 件含まれている。

5 月 8 日および 7 月 3 日と、2 回にわたって提訴されたものにつき、被災者の数は 15 名で、原告数は 29 名にのぼる。このうち被災者が亡くなっているケースが 12 名と大多数を占める。現在闘病中の 3 名も、石綿肺や肺がんを抱えての提訴であった。被災者に関するデータをまとめると、次ページ表のとおりである。

男性は比較的定年まで就労し、若い時期に中皮腫や肺がんで亡くなっている傾向がある。女性は織布や紡績などの作業をしていたと思われるが、短期間でも大量の石綿粉じんにはく露していることから、肺がんや中皮腫に苛まれている。

故人が多いことから、ばく露立証について困難が予想されるが、国もニチアスらの石綿粉じんばく露による被害については、十分な数の労災認定の経験と、ニチアスらにおける粉じんばく露作業に関する認識があるものと考えている。

また、国家賠償訴訟の対象者に対して国から直接案内を送付している背景もあり、同国家賠償訴訟の要件のうち、責任期間(昭和 33 年 5 月 26 日～昭和 46 年 4 月 28 日)内のニチアスなどの石綿工場における就労と、提訴時期が損害賠償請求権の期間内にあることの確認がなされれば、速やかに和解に応じ、被災者および家族に賠償金が支払われることを期待したい。

ニチアス王寺工場については厚生労働省が公表している資料によると、労災補償を受給している、あるいはしていた元従業員が 100 名弱いることが判っている。その多くが国の責任期間にニチアス王寺工場ですら就労していたとすれば、国に対して補償を求めることができるため、報道機関にも働きかけてより多くの方々に周知を徹底していく必要がある。

性別	年齢	病名	在籍期間
男性	78(故人)	中皮腫	昭和 34 年～41 年
男性	74(故人)	肺がん	昭和 35 年～48 年
女性	86(故人)	中皮腫	昭和 43 年～58 年
男性	80(故人)	中皮腫	昭和 34 年～平成元年
男性	69(故人)	石綿肺	昭和 32 年～平成 10 年
男性	70(故人)	石綿肺	昭和 21 年～平成元年
男性	68(故人)	中皮腫	昭和 37 年～平成 20 年
男性	64(故人)	肺がん	昭和 44 年～平成 10 年
男性	80	石綿肺	昭和 34 年～平成 9 年
男性	70(故人)	中皮腫	昭和 39 年～昭和 42 年
女性	67	肺がん	昭和 41 年～昭和 53 年
女性	67	肺がん	昭和 41 年～昭和 51 年
女性	82(故人)	中皮腫	昭和 26 年～昭和 63 年
男性	75(故人)	肺がん	昭和 39 年～昭和 49 年
男性	69(故人)	肺がん	昭和 36 年～平成 10 年

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

■出版社：星湖舎 <http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文 184 頁、ソフトカバー

■定価：本体 1500 円＋税 ISBN978-4-86372-097-8 C0095

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527 FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや
これまで

〈付〉開巻き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きたとは？死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります――。

SEIKOSHA

同じ立場の者どうしの支え合い ピア・サポート講座 大阪で開かれる

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会関西支部が7月21、22日にピア・サポート講座を行った。

参加は中皮腫患者5名、同家族1名、遺族3名、支援者3名の計12名で、関西支部、ひょうご支部、関東支部などから、会場の大阪市生野市民センターに集まった。当センターは同会関西支部事務局として田島と片岡が参加した。

講師は大島寿美子さん。大島さんはNPO法人がん患者サポート北海道理事長でがん患者支援にたずさわっていて、患者と家族の会北海道支部の設立、運営を支援してこられた。患者と家族の会の相談役でもある。

患者と家族の会では6月14、15日に関東支部が初めてピア・サポート講座を開いており、今回、同会中皮腫サポートキャラバン隊で関西支部の右田孝雄さんの提起で行われた。

1日目にピア・サポートについての基礎学習、簡単なコミュニケーション実習を行い、2日目は参加者自らの体験を文章にまとめ発表した。

座学ではない、講師、参加者のコミュニ



大島寿美子先生

ケーション主体とするいわゆる参加型研修が特徴。

参加者それぞれが自分の経験を振り返り、今後の患者と家族の会の活動や生きる上でのヒントをつかめる二日間だった。

患者と家族の会では今後、ピア・サポートの知識と技法が広がり、会の活性化につながっていくのではないかと期待された。

また、今回は中皮腫、肺がんといった患者と家族が集う患者と家族の会から参加者を対象としたものであったが、ピア・サポート＝同じ立場の者どうしの支え合いの知識と技法は他の活動や日常生活にも通じるものだと感じられたのは収穫だった。

0日目 e-learning

講座は「がんのピアサポート実践ガイド」(大島寿美子・木村美恵子 みんなのこぼ舎)を教科書として進められる。

したがって、教科書をよく読んでおくことがまず求められるので、1500円+税で購入し、読んで講座に臨んだ。

しかも、これだけではない。

それほど長くはない、14章のネット上の講義(e-learning)を視聴しておかなければならない。この講義の冒頭の「研修の目的」が述べられる。

- ・がんピアサポートについて、理論と実践の両面から学ぶ。
- ・同じ体験をした者どうしが支え合う場づくりの方法と、必要となるコミュニケーションスキルを習得する

そして、ピア・サポートの重要性、意義と効果、コミュニケーション技術、場の重要性、場の管理、といった内容が続く。

実は今回のピア・サポート講座は、NPO法人がんサポーターサポート北海道が実施するピアサポート研修事業に則ったもの(北海道在住者限定)。ベーシック、エッセンシャル、アドバンス、ミッションというコースが段階設定されていて、今回はベーシック、エッセンシャルコースを行った。詳しくは同法人のホームページ参照。

1日目 ベーシックコース

最初に大島先生からオリエンテーショ



ン、つづいて自己紹介。

次に、事前学習に基づいて、2択方式の「ピアサポート確認テスト」が配布され、その答え合わせを参加者がどちらに答え

たかについて述べあい、大島先生がコメントし、各項目についての講義が進められる集合研修となった。

たとえば、ピア・サポート活動の中心は「話すこと」「聞くこと」。

「話すこと」で、自分の思いを外に出す、気持ちや問題を整理する、感じていたことを確認する、といったことが得られる。

「聞くこと」で、共感したり人によって違うという多様性に気づく、感心したり、感動する、といったことが得られる。

言われてみると、そうだなと思う

ピア・サポートの場では、自分の体験を繰り返し何度も語ることがある。

「確認テスト」の項目を一つだけ紹介すると「ピアサポートでは同じ話を繰り返し語っても仕方がない」これは、正しいのか、間違いなのか。

「また同じことを言ってる」となりがちだけれど、一概にそういうことではない。

繰り返し語ることによって、体験を振り返って、新たな解釈や意味づけが生まれてくるので、意味がある、という。話す人も聞く人も。

言われれば、確かにそうだな、と感じる。

参加者自身の語りを大島先生が引き出しながら、ピア・サポートとは何かを学んだ。

リラックスしながらも、集中した時間が過ぎた。

2日目 エssenシャルコース

ピア・サポートでは、自分の体験を人に伝えるということが大事だ。

そのための方法を学ぶために、2日目は、語ることの意味を理解し、自分の体験を原稿用紙8枚までに文章にまとめ、「語り」としてみんなの前で発表した。そして感想を述べあう。

1日目の終わりに、自分の体験を年表にして、ある程度、書いてみて下さい、という「宿題」が大島先生から出された。すでに、体験を書いた文章がある人は、それも持って来て下さいとも。

2日目は10時に簡単なオリエンテーションを受けてから、全員さっそく執筆にとりかかった。昼食休憩をはさんで、書け



「語り」執筆中

た人から大島先生や応援スタッフといっしょに文章を直して、仕上げた。

そして、発表。

患者、家族、遺族、支援者。それぞれが文章にした自分の体験を語った。

それぞれの語りはとてもよくて、語る人も聞く人も集中していた。涙を流すこともたびたびあった。語る人も聞く人も。

時間が押し詰まって、お互いの感想を述べあう時間があまりなかったことが心残りではあった。

「語り」の仕上げでヘトヘトに疲れたとはいえ、参加者は充実した時間を過ごし、それぞれの想いを胸に帰路についたのではないだろうか。

これからのこと

今回、アスベスト被害者である患者、遺族、家族、支援スタッフが集まった。

ほとんどが患者と家族の会などで、いわゆる「支援活動」に参加してきた方たち。

2日間で学んだピア・サポートの知識や方法は今後に生きるのではないかなと思う。

1日目だけしか参加できなかった方もあったし、さらに深く学ぶコースもある。患者と家族会の中で、ピア・サポートを学ぶ動きはさらに広がっていくのではないかと感じている。

安全センターの活動でも応用できるものだろうと思う。(事務局・片岡)

死ぬまで元気です

Vol.5 右田 孝雄



こんにちは、中皮腫患者による「中皮腫サポートキャラバン隊」を名乗って全国でピアサポート活動させてもらっていますが、省庁交渉が終わってからは専ら個々に患者さんと会い、寄り添うことを活動の中心にしています。

前は、なぜ今年の「省庁交渉」で患者を100人集めようとなったのかお伝えした訳ですが、今回は6月1日の本番までの準備について書きたいと思います。決して順風満帆ではなく、山あり谷ありのドタバタ劇でした。

最初、患者と家族の会の事務局会議で提案した時には、ある方から「10人も集まらんで」なんて言われもしましたが、「キャラバン隊」で全国を飛び回ってきたことで、意外と元気な患者さんが多いことは分かっていました。また「中皮腫・同志の会」には20人を超える患者さんが参加してくれていたのも、そんな数字で終わることはないと思っていました。とはいえ、提案後は「キャラバン隊」で各地に行くたびに「省庁交渉～100人集会～」への参加を呼びかけました。各会場に来られた患者さんからは激励をいただくこともあり感触は良かったです。しかし、その間に省庁交渉を企画している私や栗田英司さんを含めた患者にとって心が折れそうになる様々な

問題が、次々と降りかかりました。あえてここでは詳細は申し上げませんが、私たち患者にかなりのストレスが掛かるような出来事でした。それでも必死に患者さんを集め、また各地で患者さんやご家族の方々から伺った意見を要望事項として纏めようと頑張りました。

省庁交渉まで2ヶ月を切った時、一緒に頑張ってきた栗田さんが体調を崩して緊急入院し、やはり患者である原修子さんまでも高熱を出して倒れるという事態となりました。要望事項についてはそれまで栗田さんにかかなり任せていたこともあり、栗田さんが動けなくなった以上自分が動かなければと奮起しました。それからというもの、過去にこれだけ勉強したことはないというくらい勉強して要望事項を纏め、役人の返してくる言葉を想定しながら、救済給付金の引き上げ、労災の日額低額問題、標準治療の確立など今すぐにでも改善して欲しい項目について調べました。そして、交渉日が近づくに連れ、関係団体へ協力要請をしたり、準備し忘れていないかと考え、自分としては本当に準備についてはやり切った感がありました。

そして、迎えた「省庁交渉」当日、結果どうだったのかは次回のお楽しみとさせていただきます。

韓国からの ニュース

7月にはパノリム籠城1000日&ムン・ソミョン君30年のイベントやサムソンとの調停合意書調印などがあり、2ページ増量でお届けする。

■温度計に水銀を入れた少年が亡くなって30年／顔だけが変った「死の職場」

30年前、「ソウルに行って、金を儲けて夜間学校に通う」と言って上京した15才の少年がいた。少年は永登浦（ヨンドウンポ）の温度計工場で、換気施設も保護具もなく、温度計の中に水銀を入れる仕事をした。少年が仕事を始めて2ヶ月目に、全身の痛みと深刻な不眠症が現れた。1987年12月から翌年2月まで仕事をしたムン・ソンミョン君は、1988年3月に水銀中毒とシンナー中毒と推定されるという診断を受け、その年の7月2日に亡くなった。15才の幼い労働者の葬儀は「産業災害労働者葬」として行われた。彼の死は労働者がどれくらい危険な環境で働いているのか、仕事場の安全を守ることがどれほど重要かを社会に知らせる契機となった。

ほぼ同じ時期、京畿（キョンギ）道の合成繊維工場・源進（ウォンジン）レーヨンでも、労働者数百人が二硫化炭素中毒によって、数十人が亡くなる事態が起こった。労働団体は源進レーヨンの職業病被害者は915人で、死亡者は230人に達すると主張する。ムン君の死を職業病として認めよという闘いに油を注いだ。源進レーヨンの労働者の闘いで、1990年に産業安全保健に関連する制度の枠組みが用意された。

◆毎年1900人が死んでいく

ムン君が亡くなって30年、その間に労働者が働く環境が良くなったことは事実だが、職場で死ぬ労働者はまだまだ多い。昨年一年間で産業災害で死亡した労働者は1957人。未だに自分が扱っている物質がどれくらい危険か知らないまま働く労働者が多い。サムソン電子半導体工場で働き、白血病に罹って2007年に亡くなったファン・ユミさんも同じだった。彼女はベンゼンやホルムアルデヒドといった発がん物質を使う工程で働いたが、そのような物質が白血病を起こすとは想像することもできなかった。

ファン・ユミさんの事件以後の11年間で、サムソン半導体やLCD工場で働いて職業病と推定される理由で亡くなった労働者は118人にもなる。サムソン職業病問題の解決を要求してきた「パノリム」は、ムン君の命日である2日に籠城闘争1000日を迎える。ムン君の30周年忌を前に、労働界と市民社会団体が組織した「ムン・ソンミョン、源進レーヨン労働者の労災死亡追悼組織委員会」は1日から「生き返るムン・ソンミョン、共に歩くファン・ユミ」というキャンペーンを始めた。

労働者は、会社が教えなければ、自分がどんな有害物質の中で働いているのか分からない。働いて病んで死んでも、職業病だという事実を立証することさえ困難だ。

政府が最近、労働者が要求すれば作業環境測定報告書を公開するように方針を変えたが、サムソン電子は行政法院に訴訟を起こし、情報公開を必死で拒んでいる。「営業秘密が含まれている」という理由だ。

サムソンだけに起こっていることではない。韓国タイヤの工場では1996年から昨年まで、少なくとも160人ががんや心筋梗塞などで亡くなった。労働者はタイヤを作る過程で有害物質が出ているとして、真相調査を

要求している。

◆下請けと「死の外注化」

昨年5月1日、サムソン重工業の巨済（コジェ）造船所。800tの巨人クレーンと32tのタワークレーンが衝突した。支持台の折れたタワークレーンが労働者の休憩室を襲った。死亡者は全てメーデー（訳註：韓国では国民の休日）にも拘わらず、休めずに働いていた下請け労働者であった。「巨人クレーンとタワークレーンの手信号を送る労働者の身分と所属会社がそれぞれ違い、信号が合わないために事故が起きた」と分析された。2007年から昨年の9月までに造船業で事故で亡くなった324人の80%が下請け業者だった。労働者を直接雇用した下請け業者だけが責任を負う構造のため、大企業の元請けは安全管理を疎かにしてしまう。怪我をしたり亡くなった労働者と遺族が企業に責任を追及することも難しい。

人件費を減らすための多段階下請け構造は、危険な作業を最も脆弱な下請け労働者に押し付ける「危険の外注化」を生み出す。3月28日にイーマートのタジャン店では、ムービング・ウォークを点検していた21才の下請け業者の職員が機械に挟まれて亡くなった。彼はイーマートのムービング・ウォークの点検を担当するK社の協力業者であるA社の所属だった。ソウルの九宜（クウィ）駅でスクリーンドアを修理していて亡くなった19才のキム君もソウルメトロではなく、協力業者の所属だった。

業務実績を強要されたり過度な業務でストレスに苦しめられ、自ら死を選ぶ人も続いている。昨年、全州市のある通信会社のコールセンターの相談員だった17才の特性化高校の生徒も、実績のプレッシャーに耐えられずに極端な選択をした。お父さんに「コール数

を達成できなかった」と訴えた直後であった。1月にはオンライン講義業者の職員が殺人的な夜勤に苦しめられて自ら命を絶った。

失業手当や再教育といった社会安全網が脆弱な社会で、解雇者などは極端な状況に追い込まれる。労働者の争議行為を好ましく思わない社会の雰囲気と、国が先に立った暴力は、癒やされ難いトラウマを植え付ける。2009年に労働者2000人余りがリストラで工場を追い出された双龍（サンヨン）自動車では、9年間に何と30人が亡くなった。先月27日、自死を選んだ解雇労働者のKさん（48）は、借金を返すために夜は貨物車を運転し、昼間は工事現場で働いて生計を立てていたと伝えられた。群山（クンサン）工場の門が閉められ、韓国GMに希望退職を申請した労働者の中でも、既に3人が自ら命を絶った。2018年7月1日 京郷新聞 ナム・チウオン記者

■サムソン社屋の前での籠城／1000日を超えたダビテの戦い

パノリムとムン・ソンミョン・源進労働者の労災死亡30周期追悼組織委員会、民衆共同行動は、4日にサムソンの社屋の前で職業病認定を求める集会を開催した。追悼式と文化祭を終えた参加者は、サムソンの社屋を一回り回って、サムソンが職業病を認めることを求める「サムソン包囲行動」を行った。行



進の一番前にはサムソン LCD の器興（キフン）工場で6年間働き、脳腫瘍に罹ったハン・ヘギョンさんとお母さんのキム・シニョさん、サムソン電子半導体工場で働き白血病で亡くなったファン・ユミさんのお父さん・ファン・サンギさんが立った。

行事の最後に、参加者がサムソンの社屋を取り囲んだ。脳腫瘍を病んでいるハン・ヘギョンさんは手を繋ぐのも大変だった。お母さんのキム・シニョさんが、ハンさんとファン・サンギさん間に立って手を繋いだ。小さいけれど美しい手を互いに繋ぎ合った。大きくて派手なサムソンの社屋より、籠城場を1000日以上引っ張ってきたこの人たちの力がもっと強く見えた。2018年7月6日 ハンギョレ新聞 キム・ミョンジン記者

■上半期労災補償申請、1年前より19.4%増加

今年上半期の産業災害補償申請が1年前より20%近く増えた。今年から出退勤災害を認め、脳心血関係疾患の認定基準の告示を改正して再受付が可能になった上に、労災補償申請時の保険加入者（＝事業主）の確認制度を廃止した影響とされる。

勤労福祉公団によれば、今年1～6月の労災補償申請は6万5390件で、昨年同期より19.4%（1万618件）増加した。今年1月1日から施行された出退勤災害の関連申請3016件と脳心血関係疾患告示関連の再受付362件を除けば、13.2%（7240件）増えた。

労災承認率も高まった。上半期に処理された4万6031件の内、4万3219件が労災と承認された。承認率は93.9%だ。1年前の労災承認率より1.2%上がった。

公団は労災補償申請手続きの簡素化を主要因に挙げた。「今年から事業主の捺印制度が廃止され、労働者が事業主の顔色を見ずに

自由に申請できるようになった」と説明した。

公団は労災補償申請の便宜に、災害申請相談電話コールバックサービスを運営している。被災労働者や家族が公団コールセンターに、労災該当の有無と処理手続きを問い合わせして労災補償申請の意思を示せば、事故発生地域の担当公務員が申込書の作成を手伝う制度だ。2018年7月16日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

■政府、勤労基準法に「職場いじめ」禁止義務を明示

政府は国政懸案点検調停会議で「職場などでのいじめ根絶対策」を決定した。職場いじめの申告から加害者処罰、被害者支援など、全過程にわたって6段階21項目の改善課題を盛り込んだ。今月5日には「公共分野の甲質根絶総合対策」を出している。

◆韓国の職場いじめは、EUの二倍以上／使用者に調査を義務化・国家機関の職権調査を規定

政府によれば、職場いじめの被害率は業種別で3.6～27.5%。EUの国より2倍以上高い。EU27ヶ国の職場いじめ被害率は0.6%（ブルガリア）から9.5%（フランス）まで。職場いじめによる労働時間の損失に伴う社会的費用は年間4兆7千億ウォンもなる。

政府は「職場いじめによるうつ病と自殺の問題、職場いじめの被害者の子供が学校いじめの被害者に伝播される問題も起きている」と憂慮している。

根絶対策によれば、働く場所でいじめの可否を判断できるように、勤基法に職場いじめの概念を規定する。政府は例示で「使用者または勤労者などが、業務上の地位または関係などを利用して、業務の適正範囲を越えて、他の勤労者などに身体的・精神的・情緒的な

苦痛を与えたり業務環境を悪化させる行為」とした。

職場いじめの申告当事者も拡大する。いじめ被害者の他に、職場の同僚など、事業場内の誰でも申告できるようにし、申告者の身元保護のための制度を準備する。就業規則の必須的記載事項に「職場いじめの申告手続き」を加える。

職場いじめの申告窓口の一元化も目を引く。職場いじめ申告のための汎政府レベルの甲質申告センターを来月中旬に構築し、12月までにセンターに業種別・分野別のいじめ申告ホームページをリンクする。

使用者の職場いじめ調査の義務化と国家機関による職権調査も規定した。使用者が職場いじめの事実を認知したり申告を受け付けた時は、事実関係を調査することを義務化する。職場の暴力・いじめについて、関連法令の違反行為を認知したり申告を受け付けた場合、雇用労働部が職権で調査をする。労働部は精神的ないじめなどで労働者に健康障害が生じた事業場に対しては、医療専門家の意見を聞き、必要に応じて、臨時の健康診断命令といった措置を取る。

◆職場いじめの事業場に特別勤労監督を実施／民間部門での甲質防止、「不公正取り引きの根絶対策」は12月に準備

政府はこれと共に、加害者への処罰と被害者の保護を強化する。勤基法の改正によって職場いじめの禁止義務規定を作り、加害者の刑事処罰を行う。被害者・申告者に対する不利益扱いを禁止する。被害者の心理相談も支援する。

職場いじめ被害は労災と認定する。職場いじめによる労働者の死亡・自殺、負傷、疾病とうつ病に対する労災補償を強化する。産業災害補償保険法上の勤労者の範囲に含まれる

勤基法上の勤労者と、ゴルフ場のキャディーなど9つの特殊形態での労働従事者、現場実習生がこれに該当する。今年末までに業務上疾病の認定基準に関する判断マニュアルを具体化する。

被害者法律相談と訴訟も支援する。大韓法律救済公団が法律相談と訴訟支援を引き受ける。

使用者の安全・保健の措置義務を拡大し、職場いじめに対する使用者の措置義務を設ける。使用者が関連法令に違反した時の処罰基準も新設する。

政府は今年10月の研究依託を経て、関係部署の合同ガイドラインを制定する。来月、勤労監督官執務規定を改正し、職場いじめで社会的に物議を醸した事業場に対する特別勤労監督を行う。12月までに勤基法・芸術家福祉法など5つの法律の制・改定を進める。

一方、政府は民間部門同士の甲質根絶のために、12月頃△中小企業相手の納品単価の買い叩き・不当下請け・技術盗みの防止、△加盟・代理店を相手にした押し売り・費用転嫁の根絶、△放送プログラムの外注製作者を相手にした過小製作費の根絶、を内容とする「不公正取り引き根絶対策」を発表する。
2018年7月19日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■サムソン白血病の仲裁案は9月末に

「お金もなく、力もない貧しい労働者だからといって、作業現場での化学薬品によって病気に罹って死んでいった労働者の問題を10年かかっても解決できないのは、本当にイライラします。今やっと解決の糸口を見つけたことは良かったと思います」。

半導体労働者の健康と人権守り(パノリム)とサムソン電子は24日「サムソン電子

半導体など事業場での白血病など疾患の発病と関連した問題解決のための調停委員会」の仲裁案を受け入れるという仲裁合意書に署名した。調停委はパノリムなど被害者側とサムソン電子の合意によって2014年12月にスタートした。キム・ジヒョン前・最高裁判事が委員長を引き受けた。翌年7月に調停委が調停案を出すすぐに、サムソン電子は公益法人を設立して被害補償と再発防止対策を作ろうという提案を断って、独自の補償委員会を作った。調停委は停止し、パノリムはサムソン電子の前で籠城を始めた。

仲裁合意書の署名によって調停委の活動が再開された。

◆調停委「専門家の諮問を受けて仲裁案を作る」

調停委はこの日の署名以後、直ちに仲裁案を作るための作業に着手した。9月末か10月初めに仲裁案を出す計画だ。仲裁案に従って10月中にパノリムの被害者の補償を終える予定だ。仲裁案は、補償対象疾病など被害者への補償案と、サムソン電子側の謝罪、再発防止と社会貢献方案などになる見通しだ。キム・ジヒョン調停委員長は「仲裁案にはパノリムの被害者だけでなく、産業安全保健問題の不確実性に起因する職業病発病の危険に、実効的に対処する方案を内容とする」とし、「支援・補償の新しい基準や方案を樹立する道標になれるように、合理的な仲裁案を作る」と話した。

調停委は傘下に専門家で構成された諮問委員会を作り、諮問委員からの諮問を受けて仲裁案を導き出す計画だ。仲裁案作りの過程と個別の支援・補償の内訳は非公開にすることにした。最終仲裁の決定・合意の署名式は公開する。この日キム・ジヒョン委員長は「調停委員会を信じて、白紙委任に近い仲裁方式を条件なく受け容れたサムソン電子とパノリ

ムに感謝を申し上げる」。「重い責任と使命感を持って、合理的で客観的な仲裁案を作る」と話した。

◆「遅くなったが幸運、再びこうしただけではないように」

この日ファン・サンギ代表はサムソン半導体職業病問題の解決を助けてくれた人たちに感謝の気持ちを表わした。彼は「うちのユミが2005年にサムソン半導体の工場に通って急性骨髄性白血病に罹ったときは、余りにも大きな落胆と挫折感に陥っていた」。「話を聞いて記事にしてくれた記者たち、サムソン職業病の被害者・常任活動家・団体、みなさん有り難う」、「労働現場で再びこうしただけが繰り返されてはならない」と強調した。

パノリムとサムソンはいずれも調停委に協力すると約束した。パノリムのコンユ・ジョンオク幹事は「調停委が未来指向的で、社会的な価値を生かすことができる方向で問題を解決すると約束したので、その約束を信じて待つ」と話した。「サムソン電子は調停委の提案を受け容れるのは、私たちよりはるかに難しかっただろう」、「会社が考え方を変えたのは大きな決定だと思う」と評価した。サムソン電子のキム・ソンシク専務は「調停委が提案した通り、妥協と譲歩の精神に立って、最も合理的な仲裁案を用意して下さるものとする」。「調停委の今後の日程に積極的に協力する」と話した。

パノリムはサムソン瑞草社屋前のテント籠城場を、25日夕方の「座り込み解団文化祭」を最後に撤収する。2015年10月7日に籠城を始めて1023日目だ。2018年7月25日 毎日労働ニュース チェ・ナヨン記者（翻訳：中村猛）

7月の新聞記事から

7/1 バスターミナル「バスタ新宿」建設工事で2012年、男性作業員（58）が重傷を負った際、建設大手「大林組」の下請けの建設重機会社「大京建機」（東京）が事故現場を自社事務所（川崎市）と偽って労災申請していた。男性は12年1月22日未明、工事現場でクレーンの組み立て作業中に転倒、腰を強く打って腰椎を圧迫骨折した。

7/2 福井県若狭町若狭テクノバレーのプロテインケミカル福井工場内で爆発があり、屋根の一部が吹き飛んだ。作業中に硝酸を入れた球形の遠心ろ過器（直径約2メートル）が爆発したとみられ、病院搬送された従業員ら12人のうち1人が死亡、1人が顔などをやけどする重傷、10人も目やのどの痛みを訴えている。福井工場では携帯電話の電池や医薬品に使う粉状の化学合成原料を中心に製造していた。

社員らに労使協定で定める上限を超える違法な時間外労働をさせたとして、三田労働基準監督署が2013～17年、在京民放キー局4社に計5回の是正勧告をしていた。テレビ朝日が4回、日本テレビ放送網が2回、TBSテレビ、テレビ東京が各1回で、ほとんどは違法残業。テレビ朝日が3回勧告を受けたことも既にわかっており、勧告は4社で計8回になった。4社のほかフジテレビジョンも、「指導はあった」としており、民放キー局全5社が行政指導を受けていたことになる。

7/2 昭和60年から平成24年にかけて花王の和歌山工場に勤務していた元社員が、クロロホルムやメタノールなど、有害な化学物質を使って検査を行う業務にあたり、まひやけいれんなどがおこる化学物質過敏症にかかったとして会社に4700万円余りの賠償を求めた裁判の判決で、東京地方裁判所は花王に対し、およそ2000万円の賠償を命じた。

7/5 洋菓子メーカー「ゴンチャロフ製菓」（神戸市）の東灘工場に勤務していた前田嶋人さん（20）が2016年に自殺したのは、長時間労働と上司によるパワハラが原因として、西宮労働基準監督署は労災認定した。6月22日付。嶋人さんは2014年4月に入社。直後から、上司の1人にパワハラを日常的に受け、15年9月から超過勤務が重なり、同年12月ごろにうつ病を発症したとされる。16年6月、JR摂津本山駅で電車で飛び込み亡くなった。西宮労基署は「強い叱責があるなど上司とのトラブルがあった」「1カ月60～80時間の賃金不払い残業があった」などとして、労災補償の支給を決めた。

7/6 北本市のラーメン店「ドン・キタモト」に勤務していた新入社員の男性（29歳）が2011年に死亡したのは長時間労働が原因として、さいたま労働基準監督署が労災認定していた。11年3月に入社し同7月に正社員になったが、同9月末に自宅で急性心不全で亡くなった。直前1カ月は、連日深夜勤務が続いていた。遺族は13年6月に労災申請。労基署は15年3月、死亡直前1カ月の労働時間は約257時間で残業は約89時間とした。しかし遺族側は労働時間の認定が実際より少ないなどとして、国を相手取り、東京地裁で認定取消などを求めて係争中。

7/7 東京電力福島第一原発事故の後、福島県が県

内全ての子ども約38万人を対象に実施している甲状腺検査で、集計から漏れていた甲状腺がん患者が11人いることが分かった。県の検査は2011年度に開始、今年5月から四巡目が始まった。これまでがんと確定したのは162人、疑いは36人に上る。11人の事故当時の年齢は4歳以下が1人、5～9歳が1人、10～14歳が4人、15～19歳が5人。

7/17 富山県内の公立中学校に勤務し、2016年夏に自宅でくも膜下出血を発症し2週間後に死亡した40代の男性教諭が今年4月9日、地方公務員災害補償基金（地公災）富山県支部に過労死認定された。発症直前2カ月の時間外勤務は各120時間前後で、うち部活動指導が約7割に達していた。地公災が認定した部活動の時間外勤務としては過去最長規模という。遺族側は昨年8月に学校に公務災害認定請求書を提出。同支部が認定した1カ月の時間外勤務は、発症1カ月前が118時間、発症2カ月前が128時間。

7/19 東京ディズニーリゾート（TDL）でキャラクターショーなどに出演していた有期契約社員の女性2人が、過重労働やパワハラで心身に苦痛を受けたなどとして、運営会社オリエンタルランド（同市）に対して計約755万円の損害賠償を求める訴訟を千葉地裁に起こした。原告2人のうち20代の女性は2015年以降、重さ10キロ前後の着ぐるみを着て、多い時で月50回程度ショーなどに出演。昨年1月に「胸郭出口症候群」と診断され、船橋労働基準監督署が同8月、労災認定。30代女性は13年1月以降、ぜんそくを発症したため楽屋の環境を改善できないが会社側に相談したところ、上司などから「病気なのか。それなら死んでしまえ」などと言われたという。

7/20 東京都千代田区の旧グランドプリンスホテル赤坂の跡地の再開発工事に関わった厨房機器メーカー「タニコー」の男性社員（52歳）が自殺したのは、長時間労働やパワハラが原因として、遺族が渋谷労働基準監督署に労災を申請した。発症前1カ月の残業時間は127時間としている。男性は新ホテルの設備工事の現場監督をしていた2016年5月、自宅近くで死亡、遺書があった。16年2月以降、19日連続で勤務するなど過重労働の状態だった。自殺までの3カ月間の残業時間は月90～127時間。また、工事元請けの鹿島建設の担当者からのパワハラもあり、精神疾患を発症したとしている。

7/24 「過労死防止大綱」が3年ぶりに改定された。終業から次の始業まで一定の休息時間を設ける「勤務間インターバル」制度の普及促進に向け、数値目標を盛り込むことなどが柱。特別に調査する対象業種は、メディアと建設が加わって7業種に増えた。

7/26 東京都多摩市の建築中のオフィスビルから出火した。地上3階地下3階建ての地下3階床下にあった断熱材約5千平方メートルが焼け、男性作業員5人が死亡、約40人がけがをした。けが人のうち約25人が重傷。鉄骨をガスバーナーで切断する作業中に火花が断熱材に引火したとの証言がある。警視庁は業務上過失致死傷容疑で調べる。施工している安藤ハザマによると、ビルの着工は2016年10月で、今年秋に完成予定だった。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種 類		型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー —(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	—
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	—

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259